

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設等における放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る行政相談
2. 日時: 令和5年12月11日(月) 13時30分～13時50分
3. 場所: 原子力規制庁 10階会議卓
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター 廃止措置技術部 廃止措置技術課 マネージャー
保安管理部 施設安全課 課長
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る行政相談

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁の方。
0:00:06	本日はですね原子力機構さんの方から核燃料サイクル工学研究
0:00:11	廃棄物でない廃棄物の管理に係る行政相談ということで、
0:00:19	申し出いただきましたので、
0:00:21	その辺の面談ということで始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。お願いします。
0:00:28	事前にね、資料 5 点でも非常にわかりやすい資料。
0:00:32	いろんなね、過去の資料からご準備いただいております。
0:00:37	我々一応一通り目を通してはございますので、ただもうちょっとこの、
0:00:43	つくり出しの中で、ちょっとわからないところは、なぜこういったね、相談事が発生したかっていう、その辺の背景的なことが、
0:00:53	なかなかちょっと読み取れない。ありがとうございます。はい。これを使って五つです。ね、その辺を中心にちょっと
0:01:01	ご説明いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
0:01:06	よろしいですか。はい。本日はお時間いただきましてありがとうございます。
0:01:10	核燃料サイクル工学研究所保安管理部施設安全課の古橋と申します。あわせて健康環境センター、スグロマネージャーで対応させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:01:24	それでは早速ではございますが、少し今回、行政相談に至った概要を含めて、我々のちょっと疑問点のところをご説明をさしていただいて、
0:01:36	ご教示いただければと思っております。
0:01:40	まず概要でございますが、核燃料サイクル工学研究所の使用施設、これ排水処理室というところが使用の許可をいただいております、
0:01:51	変更申請上はもうへ、令和元年の 10 月 9 日に、これはもう施設を廃止するという
0:01:59	ことで、許認可上許可書上は削除、主要施設数でございますので、順繰り工施設ごとに削除していくやり方をとらせていただいております。
0:02:10	まだ現時点は保安規定がまだ適用を受けてると、廃止をしているという段階でございます、
0:02:17	強化症状は消えてるんですけど、保安規定のいまだ適用を受けて、廃止作業を進めているという状況でございます。
0:02:27	もともとこの排水処理室というのは、ウラン系の施設、ここに書いてございます。JA等と変える等とかの、ウラン系の液体廃棄施設。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	そして、排水を受け入れて処理をして放出という施設でございましたが、老朽化というところあって、令和元年の10月に申請して令和2年の2月の26日に、
0:02:53	廃止ということで、許可をいただいております。
0:02:56	今現在この施設に代わる、その設備の代替といいますのは、J棟という施設がありまして、そこも同じような設備を持っていますので、
0:03:06	施設施設がなくなってもJ棟という施設の方で処理ができるということで、
0:03:12	単純に排水処理室だけをする廃止するということになります。
0:03:20	許可をいただいた後、当該施設については令和3年度より、内装設備関係の撤去、或いは施設の汚染管理といいますか、衛藤線がないかどうかの確認ということで、
0:03:34	当間管理区域解除のための中の設備の撤去等をお借りしてございます。
0:03:40	目的としては目標としては、令和6年度の初めごろには、管理区域を解除したいということで進めてございます。
0:03:51	一部中で使ってた機器類、或いはダクトとかですね、そういったものを管理区域外に出そうということで、
0:04:02	それを今回保安規定はすでにNRとしての認可をいただいておりますので、
0:04:09	我々としては管理区域から物を出すときは今は放射性廃棄物か、この放射性廃棄物でない廃棄物、NR向こうの2種類しかない。
0:04:19	ということで、私もクリアランス数の認可といいますか、フランスはまだ取り入れてないもんですから。
0:04:27	いわゆる放射性廃棄物とこのNRと、この2種類になってきます。
0:04:31	現在ダクト関係、要は資材と言われているようなものについては、
0:04:38	汚染の履歴等を記録で確認をして、
0:04:43	念のための測定をして最終的には持ち出すということで、NRにできるだろうというところで、判断しております、今後資材を出していこうと。
0:04:55	それに合わせて、中にありますいわゆる物品関係。
0:05:01	について、今後搬出も考えられると。
0:05:07	その報告書ガイドを含めた報告書の中を見ると、
0:05:12	次のページになってしまうんですが、一応定義らしきものがあって、
0:05:18	一番上になります資材等というところでは金属とかコンクリート、これ建物の躯体関係。
0:05:26	或いは建物にくっついているものということで理解してございます。
0:05:31	もう一つ物品ってのがございまして、1例として工具類等と書いてあるもんですから。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	その工具類等の頭の中に、どういったものを含んだ、含めるかというのが少しちょっと悩ま式といえますか。
0:05:49	ちょっと我々今後廃止するにあたって、どんなものを想定した方が良いのかなってというのが、
0:05:55	ちょっと疑問になったもんですから。
0:05:57	今後搬出の計画が徐々にあるもんですから、そこを一度、相談させていただいて、中身をお聞きいただければなというところで本日お時間をいただいた次第でございます。
0:06:11	一部報告書の中には、やはり工具類等とかですね、工具類というか高畑が書いてあるもんですから。
0:06:20	物品、この報告書の理解するには、その報告書の中では、
0:06:26	一つの例として、分、工具類があるんだらうというところで我々少し解釈はさしていただいているんですが。
0:06:36	やっぱり中には、その指数の事業によっては、物品としていわゆる建物にくっついてない。中に入れたものとしては、
0:06:46	当然いろんなものがあるのかなってという想定はあるんですけど。
0:06:50	そういったところの判例も含めて、想定していいのかどうかというのをお聞かせいただければというところでございます。ただ
0:07:01	当然NRとして出すには、当然履歴としてちゃんと汚染がないという前提と、念のためのちゃんと測定をして汚染がないと、最終的に持ち出しをして、汚染がないと。
0:07:12	そういう条件がそろわないといずれしても管理区域から出せないんですけど。
0:07:17	ただ種類としては、物品の中に降雨類等々ありますけれど、それは1例として、我々理解していいのかというところを、
0:07:27	今回のご相談内容ということでございます。
0:07:31	はい。以上でございます。
0:07:33	規制庁の方ですありがとうございます。内容、私まずちょっと経験っていうかね。はい。この背景は承知しました大西でこうやってね。それから、
0:07:45	核サ研の中ではそういった、
0:07:48	まさに、
0:07:50	そっちに向かっている施設ってたくさんあるから、
0:07:54	シュッピングっていうのは当然出てくるっていうのは想像は簡単にできる場所であって、今古橋さんおっしゃったみたいに、
0:08:01	これはどうなんだろう、だらうっていうねその現場レベルでは、
0:08:05	そういったうん。
0:08:07	判断が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	つくんだろうけれども、その判断でいいのかっていう。はい。
0:08:14	あとは、
0:08:16	ピンと来るということは理解しました。はい。
0:08:18	今日のね
0:08:21	五条いただいた資料の中で、まずその前にごめんなさい順番、
0:08:27	間違っちゃいけませんけどもまずはそのNRにしてみてもいいですよっていうのはまず保安規定でちゃんとされてますんで、その本規定の審査基準の方では、ご承知の通りだけど、いわゆるガイド。はい。
0:08:40	NISA文書を参考にしてちゃんと規定しようって書いてある。
0:08:45	そのNISA文書はじゃあ何に基づいてるかっていうとこれを付けてくださった小委員会ですか。はい。その報告書の方にその2、3作ったというふうに理解。
0:08:58	で、
0:08:58	今日のそのNISAのNISA文書となることとなった報告書を見ると、いろいろね、こう書いてあるところがございます。ちょっとこれ見ると、ちょっとご覧なってるかと思えます。
0:09:12	通しの26ページの⑤のところでは、
0:09:16	まさに一条法案活動をグループで書いてあって、
0:09:22	つまり、もうその直接確認量物質の使用に、
0:09:28	接触するかもしれないけれども、日常の保安活動において使ったものも、ここで工具類っていうふうに1括りしていますので、はい。
0:09:38	AFC後、
0:09:39	この⑤ではその参考資料3っていうふうに書いてあって、
0:09:45	34ページですかね。
0:09:48	参考3があって、
0:09:50	35、35ページの天津では、今まさに申し上げたその一条の保安活動を使用する。
0:09:58	工具類の週履歴云々っていう話があって、
0:10:01	そういう事は今、笥さんの方で判断されて、具体的な物品はどれかなとなかなかね、その施設によって難しいと思うんです。
0:10:13	特定は難しいんです。はい。特定不足するのは、
0:10:18	こんなんですけれども。
0:10:20	こういった
0:10:22	まず、まず保安規定に定め、保安規定は、そのガイドによって、参考にして定められてる、そのガイドは、この小委員会の報告書を作られたものであるといった括弧である。
0:10:35	同じです。正式なっていうのは変な言い方ですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	そういった形でもって固める作られたガイドに従った保安規定でございます。はい。決まって。
0:10:46	保安規定に沿ったやり方は、各社県の方の意見想定形での判断はそれは全然。
0:10:55	当然何の問題もないことでございます。
0:10:58	一方でその保安規定を定められたら、核サ研さんの中で、たくさん検査の中で、物品じゃあどう、どういうものがあるかっていうのは、当時そのね、規定を申請した時っていうのはさこんな物品があるかっていう目標としたら、
0:11:13	例としてはね、何かこう材料としては少なかった。はい。
0:11:16	そういうこともあろうかと思うので、今後ね、その範囲措置が進む中で、
0:11:21	その品とは何か、交付率は何も、
0:11:25	範囲を示す、するかってのはその、
0:11:27	避け、
0:11:28	中で、配送進めていく中でその子、
0:11:32	何ていうか材料を集めてですね作り上げていけば、
0:11:35	いいのかなと思うんですけど、その作られたものっていうのは当然保安規定に従って作り上げた。
0:11:41	その本物件は公募で囲うぐらいっていう、
0:11:45	作り、
0:11:47	のものであるというふうに理解できまして、
0:11:52	まずはその核サ研の中で、今もうすでに、
0:11:57	例としてね、挙げられてると思うんですけど、それが無理である。
0:12:03	ふうに、
0:12:05	整理されて、
0:12:07	それでその研究所内で浸透させる。
0:12:11	ていうのはどうかと思いますけど。はい。はい。
0:12:14	いかがでしょうか。ありがとうございます。
0:12:17	核サ研の古橋でございます。まさしく五藤さんが言われる通り保安規定の方は、昨年度、令和4年に認可いただいて、
0:12:27	私どもAID令和5年の2月1日から施行させていただいています。
0:12:32	これまで、NRとしての実績、物としての搬出というのは、
0:12:39	実はまだなくてですね、今回排水処理室が廃止に向けて、中を綺麗にするということできっかけとしてはちょっと、委員会いただいた後何も全然戻しの動きはなかったんですけど。
0:12:52	今後やっていくというところで、今回の、ちょっと物品の範囲というところでは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:59	少し気になったものですから、私ども保安規定の認可をいただいた後に、認可と同時に施行なんですけど、やはり実際にものとして、実際にその搬出にあたっては、
0:13:13	下部の要領をきちんと定めておまして、実はこれも運用はもう、施行と同時に運用を開始されてるんですけど。
0:13:22	まだ実績としてはなかったものですから、そういった判例を細かく入れ込むってのはなかなか難しく、ただ大きな括りとしては、
0:13:31	資材については先ほど言った通りその建物に近い、建物と一緒にくっついているようなものを資材。
0:13:38	それ以外のものは、当然施設によって、やっぱり入ってるものが若干違いますので、
0:13:46	そういうものできちんとNRとして判断できるようなものが、NRとしてやっていきましよう。そういう大きな括りでの要領を作らせていただいて、
0:13:58	準備はしてる場所なんですけど、ただ、例えば、当庫ICレコーダー1個どうだ、例えばテレビどうだっていうそういうちょっと個別という意味ではなかなか決められないところがあるので、
0:14:13	そういう意味でDはちょっと大きい括りでの決め方容量は定めさせていただいております。はい。はい。
0:14:22	規制庁の本田です。わかりますありがとうございます。
0:14:25	今、ただですねNRにするための司法利益ってこれ、まずね、高いハードルではないかもしれないけど、ハードルがあるから、それさえ超えれば、
0:14:37	そのちょっと極端な例物品だろうがなんだろう思うONRですということを、はい。
0:14:44	てるガイドでもあるとはいえ、その下部規定とかにそんな、
0:14:50	細かくね、その品物ごとにどうだこうだ書くの非常に難しいっていう話は理解できて、そこは今のね。
0:15:01	使用履歴の有無っていうのはその、
0:15:05	一つの
0:15:07	範疇に転ぶかっていうのはそれかなと思うんです。いえ、ちょっと
0:15:13	そちらさんの対規定の作り方の問題なのは、当然あそこ口挟むところはしないと。
0:15:20	そしたら、
0:15:22	今回規定を、これから改定するなり新しく作るなりするっていうことに対してはそういった面の判断もあるか、どっちに転ぶかっていうのは、
0:15:32	そういった面での高解規定になるような形はいかがかなと思いましたけど。
0:15:40	今、核サ研の古橋でございます。今、
0:15:44	1例ではございますけれど、センターの容量の中には、いわゆる工具類という対象と等キャスト等で移動可能な機器とか設備類、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:56	はい。そういう対象とされる物品というんでは定義をさせていただいています。
0:16:04	おっしゃる通り当然
0:16:07	例えばプロットした物品でも、ちゃんと履歴がきちんと管理されて、汚染がなくてっていうのは当然もう大前提にはなるものですから。
0:16:17	ある程度そういったプロットしたものについても、当然の判断ができるもので、汚染検査ができるものという条件が、いずれにしても、
0:16:29	入ってきますので、その方判断範囲は、事業者の責任で、NRとして判断して出すという理解で、我々理解をしております。はい。はい。
0:16:43	規制庁の本田佐野、園木、淡路はそのつもりで申し上げてねもう核サ研さんとか、現状機構全体ですけどそういったね、その技術的能力っていうか、
0:16:54	判断能力は当然もう確かなものがあるところがございますんでそこに
0:16:59	私たちはこっちは3年
0:17:03	妨げるようなですね、かつ、保安規定と、
0:17:07	ガイドに従ってますよっていうのはもう非常に
0:17:11	正当なね、やり方かなと思う。
0:17:14	はい。
0:17:19	はい。
0:17:20	はい。
0:17:22	ご相談内容っていうのは、古庄の頭には何を含みますか。要は物品として対象は何か定めてるものがあるんですかって言うと相談であって、
0:17:40	⑤。
0:17:42	はい。
0:17:43	はい。
0:17:44	日常の活動で使用するコンクリートというのがあって、
0:17:49	ここでは、3行目ですかね、汚染物と抵触する条例等は、必要な管理をしてくださいと。では放射性廃棄物として管理してください。
0:18:00	一方、養生等で汚染がないことが確認されたものであったり、もう5000部とそもそも接触し合い、
0:18:07	ここについては、NRにしてもいい。
0:18:10	こちら辺の考え方を変えてるものではないという理解でよろしい。はい。核サ研の古橋でございます。まさしくその通りでございます。はい。
0:18:19	山下。
0:18:21	あれば私たちも、NISA文書なり、またその下の文書なりに基づいてやって欲しいっていうところなので、それで物品等の対象が細かく何かっていうことよりもですね、こういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:34	税務と接触してないとか、そういうところでは、
0:18:39	もらえれば、
0:18:40	私はいいと思う。
0:18:43	ちなみにこれ角田県以外で同じような、
0:18:46	ことを負わないと。
0:18:49	でも、
0:18:50	はい。核サ研の古橋でございます。他の拠点もですね、すでに保安規定の認可を いただいているとか。
0:19:00	例えば、人形なんかについては、仕様と加工施設がございますけれど、
0:19:06	ともに認可もいただいておりますし、そういう意味では、
0:19:12	NRとしての判断をして、搬出してるという実績もございます。はい。はい。
0:19:20	規制庁タツモトでそれぞれの施設に応じて、工具類等ってものが何なのかっていう ところを判断しながら進めているっていうことで、
0:19:28	わかりました。
0:19:34	規制庁タツモトです。もう付けていただいたこの文章以上のものはないので、これ に基づいてやりますと保安規定で言っているいただいている以上は、
0:19:43	触れなければいいと。
0:19:45	思っております
0:19:48	はい。格下げの古橋でございます。はい。貴重なお時間いただきありがとうございました。 内容については理解させていただきましたので。はい。
0:19:59	うん。
0:20:00	傾斜のホンダですけど、その他何か。
0:20:03	ございましたら、
0:20:05	よろしいですか。はい。
0:20:07	規制庁の本田でございますそれではここで
0:20:13	核燃料サイクル工学研究所ですね。カラーの、
0:20:17	行政相談ということで
0:20:20	申し込みいただきましたけれどもその放射性配給での廃棄物の管理に係る相談と いうのは終わり。
0:20:26	と思います。どうもありがとうございました。どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。